

事務連絡
令和2年3月2日

各市町児童福祉主管課長 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
子育て支援課長

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の
対応について

新型コロナウイルスへの対応については、これまでも感染予防・拡大防止に努めていただいているところですが、県内に感染者が発生したことを踏まえ、改めて次の対応を徹底していただきますようお願いします。

つきましては、管内の下記施設への周知をお願いいたします。

記

- 1 子ども又は職員が感染した場合は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断してください。
- 2 子ども又は職員が濃厚接触者に特定された場合は、子どもの登園を避けるよう要請するとともに、職員は出勤させないようにしてください。
- 3 この他、感染予防・拡大防止策を含めて、次の国事務連絡を再確認し、対応に遺漏のないよう努めてください。

- ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局保育課ほか連名事務連絡）
- ・保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）（令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）
- ・保育所等における感染症拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）
- ・保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
- ・保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

※当該感染症は日々状況が変化しているところであり、厚生労働省のホームページに掲載される事務連絡等により、最新情報を確認してください。

(周知依頼施設)

保育所（保育所型認定こども園を含む）

地域型保育事業所（地方裁量型認定こども園を含む）

認可外保育施設

一時預かり事業

病児保育事業

延長保育事業

利用者支援事業

地域子育て支援拠点事業

子育て援助活動支援事業

放課後児童クラブ

児童厚生施設

子育て短期支援事業

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
子育て支援課 保育・幼稚園係 吉原 宏樹
T E L : 089-912-2412
F A X : 089-912-2409
メール : yoshihara-hiroki@pref.ehime.lg.jp